

川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定（川崎市決定）

都市計画鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業					
面 積		約 2.3ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考
		幹線街路	3・5・9号古市場矢上線		15～36m	約420m	都市計画道路
			鹿島田駅西口交通広場		面積 約 1,000 m <sup>2</sup>		
	区画街路	市道鹿島田 3号線		10～12.5m	約 80m		
下 水 道	川崎都市計画下水道第 1号公共下水道（入江崎処理区）で処理する。						
建築物の整備に関する計画	建 築 物						主 要 用 途
	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	容 積 率	建ぺい率	高 さ		
	約 9,200 m <sup>2</sup>	約99,000m <sup>2</sup> (約71,500m <sup>2</sup> )	約 10分の 60	約 10分の 8	約 160m	住宅、商業、業務、 医療、駐車場等	
	地区計画 (地区整備計画)の 制限内容	面積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	敷地面積の 最低限度	高 さ の 最高限度	壁面の位置 の 制 限
		約1.1ha	10分の 28	10分の 15	1,000 m <sup>2</sup>	40m	あり
	約1.2ha	10分の 70	10分の 30	1,000 m <sup>2</sup>	160m	あり	
	高度利用 地区の制 限内容	面積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築面積の 最低限度	壁面の位置 の 制 限
		約1.1ha	10分の 28	10分の 15	10分の 6 <sup>1</sup>	200 m <sup>2</sup>	あり
		約1.2ha	10分の 90 <sup>2</sup>	10分の 30	10分の 6 <sup>1</sup>	200 m <sup>2</sup>	あり
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。</li> <li>2 建築物の敷地面積の最低限度は、1,000 m<sup>2</sup>とする。</li> </ol>						
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積	整 備 計 画					
	約 11,950 m <sup>2</sup>	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、敷地境界線から 2 m 以上後退させ、良好な歩行者空間を確保するとともに、駅前にふさわしい魅力ある都市空間を形成する。					
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考			
		約620戸	約 45,000 m <sup>2</sup>				

「施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」